

○物品購入等有資格業者認定要領（抜粋）

制 定 平成7年6月7日水公達平成7年第8号
最終改正 令和3年3月31日水機達令和2年度第84号

（審査項目）

第2条 要領第6条第1項に規定する製造又は販売等の実績、資本の額その他経営の規模及び状況に関する事項に係る審査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 一 要領第6条の規定により申請を行う日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度の希望物品の種類ごとの年間平均実績高
- 二 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- 三 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率（流動資産を流動負債で除した数値の百分比）
- 四 審査基準日までの営業年数

（審査基準）

第3条 第4条各号に掲げる物品の種類ごとに、第2条各号に掲げる審査項目について別表第1により得られる数値を合算した数値（以下「合計数値」という。）により定めるものとする。

（物品等の種類）

第4条 要領第5条第1項に規定する別に定める物品等の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 物品等の製造又は販売（卸売・小売）
 - 1 建設・建築材料、空調機材、衛生機材
 - 2 繊維製品、皮革製品
 - 3 事務用品、事務機器、家具
 - 4 印刷製本
 - 5 燃料、潤滑油、油脂類
 - 6 車両
 - 7 建設用機械類
 - 8 船舶
 - 9 電気通信機器類
 - 10 試験機器・測量機器・測定機器・観測機器・監視機器
 - 11 その他
- 二 役務の提供
 - 1 集計、計算、調査研究
 - 2 ソフトウェア、情報処理・提供サービス
 - 3 映画・ビデオ製作、広告、広報、企画、催事運営
 - 4 写真、製図、複写
 - 5 運送
 - 6 通訳、翻訳
 - 7 建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理
 - 8 賃貸借
 - 9 その他
- 三 買受け 物品等の買受け

別表第1

項目 数值	年間平均実績高
6.0	200億円以上
5.5	200億円未満 100億円以上
5.0	100億円未満 50億円以上
4.5	50億円未満 20億円以上
4.0	20億円未満 10億円以上
3.5	10億円未満 5億円以上
3.0	5億円未満 2.5億円未満
2.5	2.5億円未満 1億円以上
2.0	1億円未満 5,000万円以上
1.5	5,000万円未満 2,500万円以上
1.0	2,500万円未満 1,000万円以上
5	1,000万円未満

項目 数值	年間平均実績高
1.5	10億以上
1.2	10億未満 1億以上
9	1億未満 1,000万円以上
6	1,000万円未満 500万円以上
3	500万円未満

項目 数值	流動比率
2.0	140%以上
1.6	140%未満 120%以上
1.2	120%未満 100%以上
8	100%未満 80%以上
4	80%未満

項目 数值	営業年数
5	20年以上
4	20年未満 10年以上
3	10年未満